

学校法人東京電機大学における公的研究費の取扱いに関する規程

平成 23 年 3 月 29 日

規 3 第 296 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東京電機大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく補助金をいう。

2 前項以外の公的研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員等で、第 1 項及び前項に掲げる研究費補助金を 1 人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守)

第 3 条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び関係する法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(公募の申請)

第 4 条 公募要領等により公的研究費に係る申請書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合は、研究代表者等は研究推進社会連携センターに届出なければならない。

(公的研究費の事務管理運営)

第 5 条 公的研究費の経理事務は本学が行うものとする。

2 科学研究費補助金の交付金等の預託により生じた利子の取扱いについては、本学に譲渡するものとする。

(経理事務の準拠)

第 6 条 公的研究費の交付金等の予算執行等の運用に際しては、本学の経理規程等関連規程に基づく定めによるもののほか、本学が作成する「公的研究費使用ハンドブック」の定めによるものとする。なお、公的研究費を配分する府省等において、別途取扱いを定めているものについては、原則として当該府省等の取扱いに準拠する。

(間接経費)

第 7 条 公的研究費において間接経費が措置される場合は、本学はこれを管理するものとする。

2 間接経費の取扱いについては別に定める。

(設備等の取扱い)

第8条 公的研究費により取得した設備、備品または図書（以下「設備等」という。）については、本学に帰属するものとする。

2 研究代表者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、設備等を当該研究者に返還するものとする。

（内部監査）

第9条 本学は、公的研究費の適正な運営・管理のために、学校法人東京電機大学監査規程に基づき、内部監査を実施するものとする。

（規程の改廃）

第10条 本規程の改廃は、研究企画推進会議の議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月5日決定）

この改正は、平成24年6月12日から施行する。（第10条改正）

付 則（平成24年9月25日決定）

この改正は、平成24年10月1日から施行する。（第4条、第5条）

付 則（平成27年2月3日決定）

この改正は、平成27年2月3日から施行する。（第1条改正、第4条削除し以降1条ずつ繰り上げ。）